

令和2年度 介護保険料のお知らせ

令和2年度の市町村民税の課税状況が6月で確定したことに伴い、65歳以上の人の令和2年度介護保険料（年額）が決定しました。

問合せ 長寿支援課 ☎32-1175

7月中旬に保険料のお知らせを送付します

4月1日現在の被保険者本人と世帯員の前年中の所得に対する市町村民税の課税状況により保険料が決定しましたので、7月中旬にはがきや封書で納付書を送付します。

保険料の納付方法

特別徴収（年金天引き）の人

現在受給している年金の年額が18万円以上の人は特別徴収となり、年金支給の際に保険料が差し引かれます。手続きは必要ありません。

年金の年額が18万円以上でも、次のような場合は普通徴収になります。

- ・年度の途中で65歳になったとき
- ・年度の途中で他の市区町村から転入したとき

・年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき

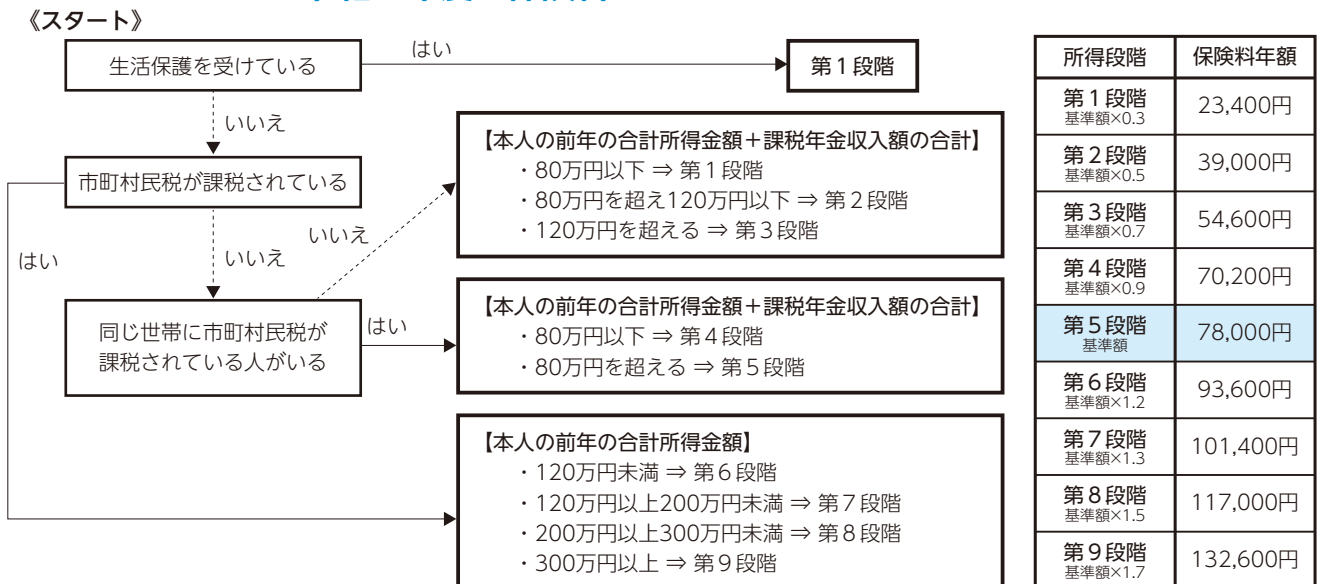
・年度の初め（4月1日）の時点で年金を受けていなかったとき など

普通徴収の人

特別徴収の条件に当てはまらない人は普通徴収となり、市から送付する納付書で納期限までに納めてください。

※口座振替による納付もできます。

令和2年度の保険料をチェックしてみましょう



新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世帯の生計を主として維持する人の収入が著しく減少したなど、一定の条件に該当する介護保険の第1号被保険者（65歳以上）は、保険料が減免される場合があります。

* 詳しくは長寿支援課まで問い合わせください。